

工場や商店、農業などの経営、駐車場やアパートの貸付けなど、事業を行なっている人で、償却資産を所有している人は申告が必要です。対象となる資産や申告方法などについてお知らせします。**【税務課】**

# 償却資産の申告 お忘れでは ないですか？



## 加工・修理業

旋盤（10）、プレス（10または15）、工業用水道（15） など

## 医業

レントゲン機器（6）、調剤機器（6）、歯科診療ユニット（7）、消毒殺菌用機器（4） など

## 不動産貸付業

舗装路面（10または15）、塀（10または15）、太陽光発電設備（17） など

## 農業

ビニールハウス（10）、農業用設備（7）、電気柵（14） など

## NPO法人など

類似した業種の項目を参照

※資産は一例であり、掲載していないものが対象にならないというわけではありません。また、該当する業種以外の業種に掲載している資産をお持ちの場合も申告対象となります。

## 対象となる資産の一例

( ) 内に記載している数字は耐用年数の参考です。

## 飲食業

食卓（5）、冷蔵庫（6）、ルームエアコン（6）、厨房用品（5） など

## 理・美容業

理・美容椅子（5）、タオル蒸器（5）、パーマ器（5） など

## クリーニング業

洗濯機(13)、脱水機(13)、ドライ機(13) など

## 小売業

冷凍機(9)、自動販売機(5)、陳列ケース(6または8) など



償却資産とは、会社や個人事業主が事業の用に供する資産のことで、土地・家屋と同じく固定資産税が課税されます。対象となる資産は、原則として減価償却資産に該当するかどうかで判断します。減価償却資産とは、所得税や法人税の計算をする際に減価償却費を計上する資産です。ただし、家屋や車両などで固定資産税（償却資産）の対象とならない資産もあります。

事業の用に供するとは？  
一定の目的の行為を継続反復して行うことをいいます。直接利益を生み出す資産だけでなく、休憩室などに設置されている冷蔵庫やテレビなど、間接的に事業に使用されるものも含まれます。

## 申告書および明細書

前年度に市の様式を用いて申告していただいた人に対しては、申告書と、前年度の申告内容を印字した種類別明細書（申告形式により差があります）または資産の増減確認の用紙を毎年12月中旬に送付します。用紙の不足や紛失された場合は、市ホームページから入手してください。



実地調査にご協力ください  
市では地方税法第408条に基づき実地調査を行う場合があります。その際には、固定資産台帳や、その他各種資料を準備していただく場合がありますのでご協力をお願いします。また、調査に伴って追加申告をお願いすることがあります。その場合、過年度に遡って課税する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

償却資産をお持ちの人は申告が必要です  
償却資産には、土地・家屋のように登記制度がありません。そのため、償却資産をお持ちの人は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在の資産の所有状況を、償却資産の所在地の市町村へ申告していただく必要があります。



● 問い合わせ  
税務課 ☎ 3333706

償却資産の申告は、国税局への減価償却資産の申告と類似して、制度も複雑です。疑問に思われた場合は、お問い合わせいただくか、「固定資産税（償却資産）申告のしおり」を確認していただき、適切な申告をよろしく願います。適正で公正な課税のため、皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

● 償却資産の適切な申告をお願いします

償却資産の申告について、詳しくは「固定資産税（償却資産）申告のしおり」をご覧ください。



◀ 固定資産税（償却資産）申告のしおりへの二次元コード



● 申告期限  
令和4年1月31日（月）  
※令和3年度償却資産の申告がお済みでない場合は、期限に関わらず、申告をお願いします。